

○世田谷区立地域体育館・地区体育室条例

昭和59年12月1日条例第57号

改正

昭和61年3月29日条例第28号
平成9年3月12日条例第37号
平成17年6月21日条例第45号
平成19年12月11日条例第74号
平成20年3月11日条例第2号
平成22年3月9日条例第12号
平成24年12月10日条例第67号
平成26年3月7日条例第8号
平成30年3月6日条例第22号
平成30年10月1日条例第58号

世田谷区立地域体育館・地区体育室条例

（目的及び設置）

第1条 地域及び地区住民の健康と相互交流を促進し、区民の福祉を増進するため、世田谷区立地域体育館（以下「地域体育館」という。）及び世田谷区立地区体育室（以下「地区体育室」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 地域体育館及び地区体育室（以下「地域体育館等」という。）の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

（施設）

第3条 地域体育館等の施設は、別表第2のとおりとする。

（休館日及び開館時間）

第4条 地域体育館等の休館日及び開館時間は、規則で定める。

（事業）

第5条 地域体育館等は、次の事業を行う。

- （1）地域及び地区住民のスポーツ活動及びスポーツ活動を通じての交流の場を提供すること。
- （2）普及事業、相談事業等スポーツ活動の振興に関すること。
- （3）前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認めたこと。

（使用することができる者の範囲）

第6条 地域体育館等を使用することができる者は、別表第3のとおりとする。ただし、公益上の理由その他特別の理由があると区長が認めたときは、この限りでない。

2 前項に定めるもののほか、第13条第1項第1号から第5号までに規定する団体、学校等は、地域体育館等を使用することができる。

（使用）

第7条 地域体育館等を使用しようとする者は、区長の承認を受けなければならない。

2 前項に規定する地域体育館等の使用の承認に係る手続については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例（平成30年3月世田谷区条例第19号）に定めるところによるほか、規則で定めるところによる。

3 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用を承認しない。

- （1）営利を目的とするとき。
- （2）秩序を乱すおそれがあるとき。
- （3）地域体育館等の使用の目的又は内容が暴力団（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるとき。
- （4）管理上支障があるとき。
- （5）前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めたとき。

4 区長は、地域体育館等を使用しようとする者が、これまでの使用について次の各号のいずれかに該当しているときは、使用を承認しないことができる。

- （1）正当な理由がなく使用の承認を受けた地域体育館等を使用しなかったとき。
- （2）使用料を納付していないとき。
- （3）前2号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に著しく違反したと区長が認めたとき。

（使用の条件）

第8条 区長は、地域体育館等の使用承認に際して、管理上必要な条件を付けることができる。

（指定管理者による管理）

第9条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、区長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に地域体育館等の管理を行わせることができる。

(指定管理者の指定の手続)

第10条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募により行うものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出し、指定管理者の指定の申請をしなければならない。

3 区長は、前項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を次に掲げる基準に基づき審査し、地域体育館等の設置の目的を最も効果的に達成できると認める者を指定管理者の候補者として選定するものとする。

(1) 地域及び地区住民のスポーツ活動に関する業務を十分に行う能力及び実績を有していること。

(2) 地域体育館等の効用を最大限に発揮させる運営を行うことができること。

(3) 地域体育館等の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。

4 区長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

5 区長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公告しなければならない。

(指定管理者の業務等)

第11条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 地域及び地区住民のスポーツ活動に関する業務

(2) 地域体育館等の使用に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務

2 指定管理者は、法令及び条例の規定を遵守し、地域体育館等の適正な管理を行わなければならない。

(使用料)

第12条 地域体育館等の使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、指定された期日までに、別表第4に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、地区体育室の運動広場及び第2運動広場の使用料は、無料とする。

3 使用者がその使用の申請を撤回した場合に徴収するキャンセル料については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例第11条の定めるところによる。

(使用料の減免)

第13条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 区が直接公益のために使用するとき。 全額

(2) 国、公共団体又は公共的団体(区が出資する法人に限る。)が直接公益のために使用するとき。 5割に相当する額

(3) 区内の私立の小学校、中学校、幼稚園若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。 5割に相当する額

(4) 区外の私立の小学校、中学校、幼稚園若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。 3割に相当する額

(5) 私立の学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学及び前2号に該当する学校を除く。)をいう。)又はこれに準ずる者が直接教育目的のために使用するとき。 3割に相当する額

(6) 公共的団体が直接公益のために使用し、かつ、当該使用について区が後援し、又は協賛する場合で、区長が必要と認めたとき。 区長が相当と認めた額

(7) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めたとき。 区長が相当と認めた額

2 前項の規定により減額した使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(使用料の還付)

第14条 既に納付された使用料は、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

(使用の制限)

第15条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その使用の承認を取り消し、使用条件を変更し、又は使用を停止することができる。

(1) 使用目的又は使用条件に違反したとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認めたとき。

(設備の変更禁止)

第16条 使用者は、施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第17条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復)

第18条 使用者は、使用を終了したときは、直ちに設備を原状に回復しなければならない。また第15条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときも同様とする。

(損害賠償)

第19条 使用者は、施設又は設備をき損し、又は滅失したときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があると区長が認めたときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において、委員会規則で定める日から施行する。(昭和60年1月世教委規則第2号で、同60年2月1日から施行)

付 則(昭和61年3月29日条例第28号)

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において、委員会規則で定める日から施行する。（昭和61年4月世教委規則第7号で、同61年5月1日から施行）

附 則（平成9年3月12日条例第37号）

- 1 この条例は、平成9年8月1日から施行する。ただし、第16条、別表第1及び別表第2の改正規定は、同年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第5条、第8条、第9条、別表第3及び別表第4の規定は、平成9年10月1日以後の使用に係る使用者資格及び使用料について適用し、同日前の使用に係る使用者資格及び使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成17年6月21日条例第45号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第16条の規定により管理を委託している世田谷区立地域体育館及び世田谷区立地区体育室（以下「地域体育館等」という。）については、平成18年9月1日（同日前にこの条例による改正後の世田谷区立地域体育館・地区体育室条例（以下「新条例」という。）第10条第4項の規定により、世田谷区教育委員会（以下「委員会」という。）が当該地域体育館等に係る指定管理者（新条例第9条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定をしたときは、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。
 - 3 委員会は、前項の規定によりなお従前の例によることとされた地域体育館等について指定管理者を指定しようとする場合において、当該地域体育館等の管理を受託している者から新条例第10条第2項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を同条第3項に規定する基準に基づき審査し、かつ、当該地域体育館等の管理に関する実績を考慮し、当該受託している者が当該地域体育館等の設置の目的を効果的に達成することができると認めた場合には、同条第1項に規定する手続によらないで、当該受託している者を指定管理者の候補者として選定することができる。

附 則（平成19年12月11日条例第74号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第4の規定は、平成20年7月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月11日条例第2号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- （世田谷区立総合運動場条例等の一部改正に伴う経過措置）
- 6 この条例の施行の前に、この条例による改正前の世田谷区立総合運動場条例、世田谷区立千歳温水プール条例、世田谷区立地域体育館・地区体育室条例及び世田谷区スポーツ振興審議会条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の世田谷区立総合運動場条例、世田谷区立千歳温水プール条例、世田谷区立地域体育館・地区体育室条例及び世田谷区スポーツ振興審議会条例の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成22年3月9日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月10日条例第67号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第13条第2項及び別表第4の規定は、平成25年7月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月7日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、世田谷区立北烏山地区体育室の第2運動広場の公用開始の日は、平成26年4月1日とする。

附 則（平成30年3月6日条例第22号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条第1項の改正規定、同条中第3項を第4項とする改正規定、同条第2項を同条第3項とする改正規定、同条第1項の次に1項を加える改正規定及び第12条に1項を加える改正規定は、平成30年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第4の規定は、平成30年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成30年10月1日条例第58号）

この条例は、規則で定める日から施行する。（平成30年11月規則第133号で、同30年12月1日から施行。ただし、世田谷区立希望丘地域体育館の公用開始の日は、平成31年2月1日とする。）ただし、別表第4地域体育館の部の改正規定、同表地区体育室の部の改正規定及び同表に備考を加える改正規定は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

地域体育館

名称	位置
世田谷区立尾山台地域体育館	東京都世田谷区尾山台三丁目19番3号
世田谷区立希望丘地域体育館	東京都世田谷区船橋六丁目25番1号

地区体育室

名称	位置
世田谷区立北烏山地区体育室	東京都世田谷区北烏山八丁目1番6号先及び北烏山二丁目3番先

別表第2（第3条関係）

地域体育館

名称	施設名
世田谷区立尾山台地域体育館	体育室・会議室、トレーニング室
世田谷区立希望丘地域体育館	体育館

地区体育室

名称	施設名
世田谷区立北烏山地区体育室	体育室・会議室、運動広場、第2運動広場

別表第3(第6条関係)

施設名	使用することができる者
体育室・会議室、運動広場、第2運動広場、体育館	次のいずれかに該当するもの 1 区内に住所を有する個人(施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、区内に住所、勤務先又は通学先を有する個人) 2 区民等の団体
トレーニング室	区内に住所を有する個人(施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、区内に住所、勤務先又は通学先を有する個人)

備考 この表において「区民等の団体」とは、次の要件を満たす団体をいう。

- 1 構成員の2分の1以上が区内に住所を有すること(施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、構成員の2分の1以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有すること。)
- 2 構成員の総数が5人以上であること。

別表第4(第12条関係)
世田谷区立尾山台地域体育館

曜日等	団体使用料		個人使用料
	単位時間	金額	
平日	午前9時から正午まで	4,890円	大人 140円 小人(小・中学生) 50円 土曜日、日曜日及び休日を 除く日の正午から午後1時まで の使用については、無料とす る。
	午後1時から午後4時まで	5,470円	
	午後4時から午後6時30分まで	5,470円	
	午後6時30分から午後9時まで	6,330円	
	全日(午前9時から午後9時まで)	19,290円	
日曜日及び休日	午前9時から午後1時まで	8,060円	
	午後1時から午後5時まで	8,780円	
	午後5時から午後9時まで	12,240円	
	全日(午前9時から午後9時まで)	22,460円	

世田谷区立希望丘地域体育館

曜日等	団体使用料		個人使用料	
	単位時間	金額	単位時間	金額
平日	午前9時から正午まで	6,740円	正午から午後1時ま で	無料
	正午から午後3時まで	7,540円		
	午後1時から午後4時まで	7,540円		
	午後4時から午後6時30分まで	7,540円	午後3時から午後4 時まで	無料
	午後6時30分から午後9時まで	8,730円		
	全日(午前9時から午後9時まで)	26,610円		
日曜日及び休日	午前9時から正午まで	8,080円	正午から午後1時ま で	無料
	正午から午後3時まで	9,040円		
	午後1時から午後4時まで	9,040円		
	午後4時から午後6時30分まで	9,040円	午後3時から午後4 時まで	無料
	午後6時30分から午後9時まで	10,470円		
	全日(午前9時から午後9時まで)	31,930円		

世田谷区立北烏山地区体育室

区分	単位時間	使用料
団体	午前9時から午前11時まで	860円
	午前11時から午後1時まで	860円
	午後6時から午後9時まで(火曜日を除く。)	1,720円
個人	午後1時から午後6時まで(火曜日については、午後1時から午後9時まで)	無料

備考 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。